

社保審「第 44 回 医療保険部会」 受診時定額負担への反対意見相次ぐ

2011/7/21

厚生労働省は7月21日の社会保障審議会・医療保険部会（部会長：遠藤久夫・学習院大学経済学部教授）において、6月に決定した社会保障・税一体改革成案における医療・介護分野の改革項目を示した。委員からは、高額療養費の自己負担限度額見直しに伴う受診時定額負担の導入に対する反対意見が相次いだ。



受診時定額負担は、外来患者に対し、窓口負担とは別に一律で定額負担を求めるもの。長期で高額な医療費が掛かる中低所得者の高額療養費の自己負担軽減のための財源を確保することが目的で、外来患者に対して初診・再診時の窓口負担に100円を上乗せすることで、見直しに必要な1,300億円の予算を捻出できるとしている。

委員からは、弱者である患者に負担させるのではなく健康な人に医療費以外で負担を求めるべきとの意見や、徐々に負担額が引き上げられることを危惧する声、また、改革成案の基本的考え方を示した「OECD先進諸国の水準を踏まえた制度設計を行う」との記載に対し、「日本はOECDの中でも窓口負担が大きいのに、さらに負担増となると基本的考え方に逆行する」との意見もあったが、事務局は「今後時間をかけて議論する予定」との回答にとどめた。

■診療報酬改定に向けた議論を開始

医療保険部会は、診療報酬改定の基本方針策定に向けた議論をスタートさせた。事務局は前回改定時のスケジュール等をまとめた資料を示したほか、次期介護報酬改定に関して社保審・介護給付費分科会における現在の検討状況なども報告し、同時改定に向けて医療と介護の連携強化の推進を強調した。医療保険部会では9月以降本格的に議論を行う予定。なお、前回改定では、改定前年の12月に社保審医療部会・医療保険部会の連名で診療報酬改定の基本方針を発表している。

■支払い早期化、2012年3月から開始

国民健康保険団体連合会（国保連合会）から医療機関への診療報酬の支払い早期化について、事務局は当初予定していた10月請求分からの実施を延期し、2012年3月請求分からとすることを報告した。東日本大震災の影響で、システムの導入試験が予定どおり行えなかったことが原因。国保連合会から医療機関への診療報酬の支払いは、現行では診療の翌々月の25日から月末となっているが、早期化によって、電子レセプト請求の場合に限り支払いを翌々月の20日に早め、最大で約10日間短縮する。